

10月から

子ども手当の制度が変わります

10月から来年3月までの子ども手当支給額の根拠法となる「子ども手当特別措置法」が8月26日に成立しました。

これにより、現在、中学生以下に一律で、月額13,000円となっている子ども手当の支給額は、平成23年10月から0～3歳未満児と3～12歳の第3子以降は15,000円、3～12歳の第1子・第2子と中学生は10,000円となります。

また、支給要件の見直しに伴い、今受給している人も含め、対象者は市区町村に申請が（認定請求書）を提出）必要になります。対象者には、準備が整いし関係書類を送付いたしますので、お早めにご手続きされますようお願いいたします。

なお、本法には、来年度からの新制度移行が明記されております。

○ 支給月額

9月まで	10月から								
0歳から中学生まで 一律 13,000円	<table border="1"> <tr> <td>0～3歳未満（一律）</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～小学校修了前（第1子・第2子）</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～小学校修了前（第3子以降）</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生（一律）</td> <td>10,000円</td> </tr> </table>	0～3歳未満（一律）	15,000円	3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円	3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円	中学生（一律）	10,000円
0～3歳未満（一律）	15,000円								
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円								
3歳～小学校修了前（第3子以降）	15,000円								
中学生（一律）	10,000円								

※ 平成24年4月以降の支給金額については未定です。

○ 支払時期

支給される月	6月（2～5月分） 10月（6～9月分） 2月（10～1月分）の年3回 ※支給される月に変更はありません
--------	---



○ 新たな支給要件等

- ・子どもに対しても国内居住要件が設けられます（留学中の場合等を除く）。
- ・児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当が支給されます。
- ・未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当が支給されます（父母等が国外居住の場合でも支給可能）。
- ・監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合（単身赴任の場合を除く）は、子どもと同居している方に手当が支給されます（離婚協議中の別居の場合は、子どもと同居する方に手当を支給）。

○ 手続きについて

平成23年10月からの子ども手当を受給するには、これまで子ども手当を受給していたかたも含め、支給要件に該当する全てのかたが、お住まいの市町村の窓口（公務員の場合は勤務先）に「認定請求書」を提出することが必要です。

なお、認定請求書の提出期限については、猶予期間が設けられています。

- ① 平成23年10月1日において現に支給要件に該当している方
 - ・・・平成24年3月31日までに認定請求を行えば、平成23年10月分から手当を受給できます。
- ② 平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に、新たに支給要件に該当するに至った方
 - ・・・平成24年3月31日までに認定請求を行えば、支給要件に該当するに至った日の翌月分から受給できます。

※1 平成23年10月1日以降に他の市町村へ転居した時は、転出後の市町村へ認定請求が必要です。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※2 平成23年10月1日以降に出生などにより支給の対象となる子どもが増えたときには、額改定認定請求が必要です。この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から子ども手当の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。

■詳しくは和寒町保健福祉センター
保健福祉課福祉係 (TEL32-2000) まで